

「粗大ごみ等受付処理システム再構築事業」機能説明書作成要領

1 機能説明書の作成に係る基本事項

(1) 様式

A 4 判片面印刷とし、原則として横置・横書・上綴じとする。

1 ページ目には、「那覇市粗大ごみ等受付処理システム再構築事業機能説明書」、「提出日」、「事業者名」を記載する。次ページは「目次」とし、その次ページから本題とすること。

(2) 枚数

機能説明書は、表紙・目次を除き 30 ページ以内とする。提案事項の趣旨を簡潔かつ明瞭に記述すること。機能説明書とは別の資料提出は認めない。

2 機能説明書の構成

原則として、次の項目順に機能説明書をまとめること。

なお、以下に記載していない事項についても、各提案上限額の範囲内で本市にとって有益と思われる機能や運用で想定される機能があれば適宜記載すること。

(1) システム構成について

- ① ソフトウェアの内訳を含めシステムの全体像を記述する。
- ② データセンターにおけるセキュリティ対策、災害対策について記述する。
- ③ 冗長化構成や障害監視など、安定稼働のための方策について記述する。

(2) 粗大ごみのインターネット、及び Chatbot 申込・受付機能

- ① 市民等が一般的に利用するマルチデバイス（PC、タブレット、スマートフォンなど）を用いてインターネット経由で申込ができる専用サイトの画面構成について記述する。
- ② Chatbot 機能による収集申込の受付、利用者が撮影した写真を元に粗大ごみの品目案内ができる AI 画像診断について記述する。
- ③ 申込点数の上限設定、二重申込の防止、住所の入力誤りについて記述する。
- ④ 収集日前日の申込内容メールの自動通知、随時の通知について記述する。

(3) キャッシュレス決済機能

- ① インターネットおよび Chatbot 申込完了時に、手数料の支払い方法として可能なクレジットカードや国内シェア率の高い電子マネー 1 種以上を含むキャッシュレス決済について記述する。

②キャッシュレス決済手続きを行った手数料の、返金処理について記述する。

(4) 電話申込受付等業務機能

- ①一つの電話受付画面に必要な情報が全て含まれ、電話受付の担当者が都度マニュアル等に頼ることなく直感的に操作しやすい画面構成について記述する。
- ②粗大ごみの電話申込・受付の流れ、受付情報の検索・呼び出し、受付情報の変更・取消、収集日設定・表示について記述する。
- ③排出場所（門口・ステーション）設定、陳情（苦情）、草木ごみ・スプリング入り製品持込、死犬猫等（死獣）収集、ボランティア清掃ごみ、アシスト収集の受付について記述する。
- ④収集日前日の申込内容メールの自動通知、随時の通知について記述する。

(5) 粗大ごみ収集業務管理機能

- ①条件指定（収集日、種類別、品目別など）して抽出した申込内容、及び収集実績別一覧の表示・確認、収集伝票の一括出力について記述する。
- ②収集完了のデータの登録が容易に行えること、未収集・残置などの理由・状況の入力について記述する。

(6) タブレット端末による収集業務内容の検索・確認、実績登録等機能

- ①粗大ごみやアシスト収集業務担当者が都度マニュアル等に頼ることなく直感的に操作しやすい画面構成となっていることについて記述する。
- ②地図の拡大・縮小、効率的な収集ルート・収集予定場所の表示、申込詳細情報の照会、収集実績の登録について記述する。

(7) 利用制限機能、及びマスタメンテナンス機能

- ①ID ごとに粗大ごみ等受付の登録、変更、削除・閲覧等の管理・操作の権限設定について記述する。
- ②収集する粗大ごみの種目・品目等のマスタ情報、インターネット（Chatbot 含む）申込の公開可否、収集エリアのマスタ情報の登録・変更・削除について記述する。

(8) 統計管理機能

- ①各業務の受付機能や収集業務で登録された台帳管理及び各種データの統計情報の取得・印刷、出力、データ保存について記述する。
- ②受付対応件数、品目・行政区ごと収集実績の、年度別・月別・期間別・エリア別の統計管理について記述する。

(9) 地図操作、及び地図データメンテナンス機能

- ①移動、拡大、縮小の地図上の操作について記述する。
- ②地図への作図、登録、住所情報の付与、文字情報の書き込みについて記述する。

(10) データの移行

- ①各業務のデータ及び電子地図上に登録されている情報（ごみ排出場所、陳情受付場所など）の現行システムから新システムへの移行方法について記述する。
- ②各業務のデータおよび電子地図上に登録されている情報（ごみ排出場所、陳情受付場所など）を、再構築したシステムから次期システムに入れ替える際の移行方法について記述する。

(11) 追加提案

- ① 各提案上限額の範囲内で、本市にとって有利な提案事項等がある場合には、その内容を記述する。

以上